

令和3年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和3年9月17日（金曜日）

◎出席議員（12名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	13番	吉 田 敏 男 君

◎欠席議員（1名）

12番 井 脇 昌 美 君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸 山 一 人 君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 山 田 弘 幸 君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 一般質問< P 3 ~ P 1 3 > |
| 日程第 2 | 報 告 第 8 号 令和 2 年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について< P 1 3 > |
| 日程第 3 | 議案第 7 9 号 令和 2 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 4 | 議案第 8 0 号 令和 2 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 5 | 議案第 8 1 号 令和 2 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 6 | 議案第 8 2 号 令和 2 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 7 | 議案第 8 3 号 令和 2 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 8 | 議案第 8 4 号 令和 2 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 9 | 議案第 8 5 号 令和 2 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 6 号 令和 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 7 号 令和 2 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 8 号 令和 2 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について< P 1 3 ~ P 1 5 > |

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

12番井脇昌美君は欠席であります。

それから、1番多治見亮一君、若干遅れるようであります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

4番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、報告第8号の報告を受けた後、議案第79号から議案第88号までの各会計の決算認定について、提案理由の説明を受け質疑を行った後、令和2年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

6番熊澤芳潔君。

（6番熊澤芳潔君 登壇）

○6番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しを頂きましたので、通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思っております。

す。

質問事項でございますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種の現状と課題について。

新型コロナウイルスワクチン接種が進む中、自粛などによって萎縮した地域経済活性化が期待されるが、決定的な治療薬がない中でワクチン接種は感染予防や重症化予防に大きな効果があると言われております。

今定例会における町長の行政報告によると、足寄町の9月5日までの接種率は高齢者は1回目の接種率が93.3%、2回目の接種率が91.2%と高い接種率となっておりますが、全体で1回目の接種率79.3%、2回目の接種率64.0%と接種率に開きがあります。

これは65歳以上の高齢者と比較して若い年代の方は接種に対する不安によって接種をためらう場合と、感染しても無症状や軽症の方が多くとも影響しているのではないかと推測され、知らず知らずのうちに家族や周りの人に感染させてしまうおそれがあります。

現在、主流に置き換わりつつあるデルタ株は非常に感染力が強いことや、高齢者や基礎疾患を持っている人に感染させてしまうおそれがあり、たちまち重症化や最悪の場合は死に至らしめるばかりか医療逼迫の原因にもなります。

そこで、次の点についてお伺いします。

足寄町の年齢階層別（10歳刻み）接種率の接種状況、それから妊婦等の優先接種の状況について。

二つ目、2回目の集団接種の9月26日以降のワクチン接種の実施について。

それから三つ目、ワクチンパスポートについての町の考え方と発行について、お伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 熊澤議員の「新型コロナウイルスワクチン接種の現状と課題について」の一般質問にお答えします。

1点目の足寄町の年齢階層別接種率と接種の状況、妊婦等の優先接種の状況につきましては、国のワクチン接種記録システムに入力されているデータを基に、9月12日までの新型コロナワクチン2回接種済みの年齢階層別接種率を算出しますと、70代以上が91.6%、60代が82.8%、50代が79.2%、40代が65.2%、30代が50.3%、20代が55.9%、12歳から19歳が44.7%となっております。

また、本町の接種状況としましては、全国全道の接種率は医療従事者を除いた数値となっていることから、同様に本町の2回接種済み接種率を算出しますと、町民全体が65.0%となっており、全国44.6%、全道42.2%、十勝49.4%に比較すると、現段階における本町の接種率は高い状況にあります。

次に、妊婦等の優先接種状況ですが、本町においては64歳未満の接種予約開始時点で、9月までに全ての接種希望者が接種できるように予約枠を十分に確保したことから、別途優先枠を設けることなく接種希望者の予約を受付しております。

2点目の9月26日以降のワクチン接種の実施予定についてですが、昨日高橋健一議員に答弁させていただいた内容と同様となりますので、省略をさせていただきます。

3点目のワクチンパスポートについての町の考え方と発行についてですが、ワクチンパスポートは予防接種法に基づいてワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書で、海外渡航の際に接種証明書が必要な方に交付するものであり、使用可能な国については外務省ホームページにおいて随時更新されております。

本町における交付申請手続については、本町から接種券を発行しワクチンを接種済みの方で今後海外渡航の予定がある方が必要な場合において、福祉課へ郵送または窓

口で申請していただく必要があり、町では接種状況などを確認後、速やかに接種証明書を書面で発行することになります。

なお、申請方法等については、ホームページや広報足あしよろ等で周知を行い、国の通知に基づき適正に対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） それでは、再質問をさせていただきます。

さきにも述べましたけれども、コロナウイルスは御承知のように、変異をしながら古いウイルスを押しつけて、感染力の強いウイルスとなりまして感染させていくことが言われています。

長期にわたる闘いだなと思いますけれども、早い段階で感染拡大を抑える必要があると思いますけれども、残念ながら足寄町も4名の方が感染してしまいました。

そこで今日は9月26日で接種が終わると、町長が発表しましたので、これ以上感染拡大させないためにも、今日までの課題を整理してお聞きしたいと思いますし、それから私の今日最後ということで、コロナにつきましては3名の方が質問をされましたので、できればなるべく重複しないように質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、さきに年齢階層別を見させていただきました。そこで、9月12日時点で2回の接種率、接種者、それから1回の方々等を見ますと、若い年齢の方ほど接種率も低くて、1回で終わっている方も多いということが分かりました。そこで、ワクチンは2回接種しないと有効性が弱まり免疫持続期間が短いとされていますので、本人たちにせつかく1回接種もしましたし、未接種の方も含めて、もう一度再確認とい

いますか、そういったこともしてもいいのかなと思いますので、その点についてまず有線放送だとか、それから直接でも構いませんけれども、そういったことができないのかどうかをお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 2回目の接種率と1回目の接種率を答弁させていただいた部分があるのですが、1回目以上接種の方と2回目の接種の方との違いというのは、1回しかまだ打っていない方が実際いらっしゃるしまして、それは今週いっぱい9月の末に集団接種を2回やりますので、そちらのほうで2回接種する方がほぼその差なのかなというふうに思っています。

ただ、体調が悪いとか、1回接種した後に体調が悪くなったので2回目をやめられる方もいらっしゃいますし、都合が悪くて2回目を打てないという方もいらっしゃいますが、そういう方につきましては事情があって打てないという方がいらっしゃるの、勸奨といたしますか、そういうことはちょっとできないのかなと思っています。通常は今後2回目の接種の機会がこれから訪れる方なのかと思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

表をちょっと見させてもらってちょっと感想だったのですが、それで、先ほど私が年代低い方々の接種も、また1回目の接種ということだったので、ここで表見ますと、20代と30代のところだけが逆に若いほうが増かなということだったので、この差、要するに逆転しているのですね。20代と30代の方につきましては、逆に30代の方が低いということになっているようなのですが、これは偶然なのか、そこら辺何かございますか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） お答えいたします。

30代の方が2回接種済みの方が50.3%で、20代の方で2回接種済みが55.9%、答弁書のほうには書いてありませんけれども、1回以上接種した方が30代が74%で20代が83.2%というふうになっておりまして、30代の方よりも20代の方のほうが多く接種しているという接種率としてはそのようになっておりますが、特に30代の方が打たない理由とか20代の方が多い理由というのはこちらのほうでは押さえておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

次に、先日一般質問で教育委員会の質問でございましたけれども、たしか教職員の接種率も発表させていただいたわけですが、できれば役場全体というか役場の職員も何%の接種率なのか、ということは、私は町民の見本でもありますので、多くの接種率が望まれると思っておりますのでお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 足寄町の職員の接種率についての御質問だと思いますけれども、接種に関しましてはあくまでも個人の判断となっておりますので、町のほうとしては押さえておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりましたけれども、教育委員会ではそういったことで発表したわけですので、ぜひ足寄の職員のこと発表して、できればいただきましたかなというふうに思っております。

それから、若い人たちは副反応をためらうケースもあると思っておりますので、足寄の実

態で1名しか出ていないとか、それからアナフィラキシーのことの心配を取り除くためにも情報発信が必要だと思っておりますけれども、現時点での接種率も含めて、ある程度そういったことも含めて発信をする必要があるのかなと思っておりますけれども。それから、学校にもそういった現状のことだとか、いろいろなことをチラシを配るとか、そういったことも含めて接種率を高める必要があるのかなと思っておりますのでお聞きをします。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

先ほどの御質問でもございましたけれども、ワクチンを接種しているか有無についての職員への調査という部分でいいますと、先日も新聞報道でも学校でワクチンを受けた人と手を挙げるとかという形でやったことを非常に問題にもなり、新聞に取り沙汰されておりました。また別で、9月9日の新型コロナウイルス感染症対策本部からの通知によりますと、個人情報との関係では、ワクチン接種に関する個人情報の管理に当たっては関係法令を遵守しなければなりません。ワクチン接種を受けているかどうか個人のプライバシーに関する事柄です。本人の意に反してワクチン接種の有無に関する情報の開示を要求することや、本人の同意を得ることなく第三者にワクチン接種の有無に関する情報を提供することは関係法令に照らして違法となる場合がございますということで、個人個々のプライバシーの部分でいえば、調査をするということもなかなか簡単なものではないのかと思います。とはいえ、広く皆さんにワクチンの優位性を御理解いただいてワクチンの接種率を高めるためにやれることを考えていけないと思っておりますし、先ほどのシステムのほうでパーセントとか出ましたので、統計的な部分でかなり打っているよとか、皆さんもどうですかというような周

知は引き続き進めていかなければいけないと考えています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 私は個人の方とかそういった接種率を聞けと言っているのではなくて、現状のことだとか、それからアナフィラキシーですか、そういったことだとか、それらのことを直接学校だとか、そういった町民の皆様には現状を報告する必要があるのかなということは、接種率を高めるためにはそういったことも念には念をではないですけれども、そういったことで進めることによってさらに接種率が上がっていくのかなということで、直接本人がどうだ、学校行って生徒に手を挙げなさいといったことではなくて、そういったことでどうでしょうかということをお聞きしたのです。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） やはりできる限りワクチンを受けていただきたいという気持ちはございます。ただ、これは先ほどからも言われておりますけれども、強制するものではございませんので、一般的にワクチンをぜひ、もちろん個人の自由ですけれども、本人が受けたいと思っている、受けたいなと思っていたりとか、特に支障がなければ受けてほしいなということで、これまでも周知を図ってきているところであります。それはこれからもワクチンの9月26日以降の部分でも、ワクチンの接種まだ行いますので、そういった部分でぜひワクチンをまだ受けてない方については、これまで事情があったりだとかして受けていない方についてはぜひ受けてくださいということでの周知はさせていただきたいというように思っております。

ただ、どういう状況なのかという部分でいけば、多分このワクチンが始まる時に副反応の心配というのはすごくマスコミだ

とかで騒がれて、そんなことがあったのが若い人たちの中でそういった部分が怖いというようなことがあって、受けないとかという方たちも増えてきている部分もあるのかなというように思っています。しかし、最近でいけば、副反応ももちろんありますけれども、後遺症という問題もあって、コロナに感染したときにその後、後遺症があるかもしれないというようなことも随分とされています。そういった意味で、いつときの副反応が怖いのか、その後長く続く後遺症が怖いのかといった部分でいけば、やはり後々のこと、もしもコロナにかかって後々に残っていくような後遺症があるほうがずっと怖いのかなというふうにも思っていますので、最近でいけばそういう報道など多くされているというようなことも含めて、若い人たちもぜひワクチンを受けたいなという方たちも増えてきているのではないのかなと思っています。

当初、最初の頃、ワクチン始まる頃の本当の最初の頃は若い人たちは受けないという方たちが多かったというように思います。高齢者の方もそうですね。比較的やっぱり副反応怖いということで、受けなかった方たちが多かったと。受けないと言われていた方たちが多かったけれども、実際やってみると、足寄町においても90%を超える方たちが、高齢者の方たちについては90%を超える方たちが接種されているというようなことですし、若い人たちもまだこれは今日発表させていただいた数字は2回接種ですから、先ほども話ありましたように、まだこれからもありますので、それを受けた形でいくと、若い人たちであっても30代でも74%ですとか、20代でも83%というようなことでかなり多くの人たちが受けていただいているという状況にはなっているというように思っています。

当初、足寄町全体でもワクチンの接種の計画立てたときも80%ぐらいの方たちが

受けてくれたらいいのかなというように思って、80%ぐらいの計画だったというように思っているのですけれども、実際にはそういうことで、多くの方たちが受けていただいているといった部分では、皆さん受けられる、受けたいなと思っている方、それから特に何か事情があって受けられないという方はいらっしゃるけれども、受けたいなと思っていられる方たちについては皆さん受けてきていただいているというように思っているところでありませう。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

要するに私が言うのは、少しでも高く接種率が上がるためには、先ほど言いましたけれども、念には念を入れるためには、その個人のことをいうのではなくて、そういった意味で念には念を入れて皆さんに現状のことを直接足寄町の考え方だとか、内容だとかを知らせることによって、皆さんもやっぱり私も行かなければならないかなというふうに思えるのかなと思いますので、できればやっていただきたいというふうに思っています。

それから、次に行きます。

妊婦さんや妊娠を望まれる方々等の中には、ワクチンを接種すると生まれてくる赤ちゃんに悪影響があるとか、不妊になるなどの科学的な根拠のない誤情報が流れたりして、接種をためらうケースもあると聞いています。そういった誤情報に対して、町など正しい情報を伝えることが必要だと思いますけれども、情報提供はどのようになっているのか。こういった誤情報についてはすぐ出た段階ですぐ発信といいますか、する必要があるのかなと思いますのでお聞きをします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの妊

娠されている方に対しての情報の提供なのですけれども、町としましてはそれに特化した情報の提供はしておりませんけれども、電話等の相談があった場合につきましては、まずは主治医の先生に心配な部分については相談していただく部分とかをお知らせしております、あと産婦人科のほうでもそのような情報提供をしていただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

これもさっきのことと似ているのですけれども、いずれにしても現状をそういったことが、接種のためには現状を早く伝えるということが大事だなというふうに思いますのでお願いをいたします。

それから、千葉県で感染した妊婦が自宅療養中に早産をし赤ちゃんが死亡した事態を受け、全国の市町村で妊婦の方々のコロナワクチン優先接種が行われている一方で、受験などを控えている中学3年生や高校3年生に優先接種枠を設けて実施している市町村もあると聞いております。そこで足寄町も受験生や妊産婦に対して、優先接種枠を設けて接種することを考えていないのか。何かそういった一部は考えてやっていたと聞きますけれども、そういったことについてどこまでやっているのかをお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 受験生と妊娠した方への優先接種の関係ですけれども、本町におきましては、7月の初めから基礎疾患のある方や64歳以下の方のクーポン券を発送しまして、7月26日から64歳以下の方の接種を開始したのですけれども、その時点で年齢が高い方から打つとかではなくて、64歳以下の方に関しては皆さん一緒に予約を開始、接種をできる体制となっておりますので、特に優先接種を設

けるというわけではなくて、皆さん同様に受けれる状態となっております。そして、また9月の今月までに集中的に接種をする期間を設けて、早めの接種期間を設定したということもありまして、受験等に向けて心配されるというようなお話もあるかもしれませんが、9月までに集中的な接種を終わらせるということから特別優先枠を設けるというような設定はしておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

これもできれば妊産婦の方というのは足寄町は少ないわけですから、できれば直接そういった訪問できるのかどうか分かりませんが、そういったことも考える必要があるのかなと思いましたが、今後についてはまだありますのでお考えいただきたいというふうに思っております。

それから、これから冬場にかけてコロナ以外にも季節性インフルエンザが同時流行する可能性があるということで、専門家の方から懸念がされております。去年は感染対策の効果もあって、国内のインフルエンザ患者の患者数は大幅に減少したものの今期はきっと高い流行のようですけれども、同時流行も言われています。医療体制の逼迫につながるのかなと思しますので、そのためには希望する町民へのコロナワクチン接種をできるだけ早く終わらせる必要があると思いますので、これから10月から11月にかけて、土曜日と日曜日の毎週短期集中的に行うことはできないのか。今後のスケジュールだとか、それからこれは平日の夜間の接種も進めればなおさら改善されるのかなと思しますので、その点についてお伺いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 通常ですと12月とかぐらいからインフルエンザがは

やってくるのかなと思います。やっぱりインフルエンザのワクチンも10月ぐらいから通常接種が開始していきます。

コロナのワクチンの関係ですけれども、土日夜間にできないのかということで御提案ですけれども、今まで集団接種を含めて集中的に接種をしまいいりまして、今後につきましても9月末から土曜日と、おおむね土曜日に月に1回か2回になりますけれども、病院のほうで接種の機会を設けることになっております。また、夜間の設定についてなのですけれども、お仕事をされている方は平日なかなかできないので夜間に接種をしたいという御希望の方もいらっしゃるかと思いますけれども、9月までの間に平日、そして土曜日、日曜日と仕事をしている方も接種の機会を設けることができるのかなというようなことで土日にも設定をしておりますので、特段今のところ、今までもそうですし、これからも夜間に設定をする予定はございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） ございませんということですか。私はお願いしたのは、そういう意味で、集中的にやってもらうことはなぜかという、当然コロナの感染だとかインフルエンザの感染重なりますので、こういった時期には集中的にやるためには夜間も含めて、今要望があると言いましたよね。そういったことで、集中的にやる必要があるのかなということで夜間も含めて進めることが大事だろうということでございました。

分かりました。次に行きます。

それから、最近アメリカの大手製薬会社でコロナワクチンとインフルエンザワクチンの混合ワクチンが開発されていることの報道がありました。今期中に日本でも接種が可能となる見込みがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） コロナとインフルエンザの混合ワクチンの今お話だったかと思いますが、ワクチンにつきましては、コロナのワクチンは国のほうから供給されておりますし、国のほうで承認が得ないと国内の流通しないので、今のところそのワクチンを流通するというか、そういうような情報はございませんので、町として単独で購入することもできませんので、今のところそういう予定はございません。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

それでは、2つ目の9月26日後の取組についてお聞きをいたしたいと思います。

これは1と2番重なって、ちょっともしかしたら質問することになるかと思いますけれども、よろしくお聞きをいたしたいと思います。

それで、これは多くの自治体が柔軟な対応で、足寄も26日で終わるのであれば26日以降どうなのかということなので、柔軟な対応でやっているところがあるので、そういったことも含めてお聞きしますので、お伺いします。

未接種者、また1回のみの方はいろいろな都合で問題が出たのかなと思いますけれども、若干さっきの部分とつながりますけれども、土日祝日会場の設置だとか、それから受付時間の延長など、対応がどうなっているのかお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今後の接種の日程のことでよろしいでしょうか。

今後の接種の予定なのですけれども、9月の末から2月の初めまでに7回の接種の設定をしております。7回というのは、1回目に受ける日程が7回で、別途2回目を打つ機会が7回ございますけれども、その日程の設定につきましては、日曜日と土曜

日に設定をしております、1回目は町民センターの集団接種に合わせて行いますが、それ以降は10月の末から土曜日に国保病院で午前中に打つことを考えております。土曜日に行いますと、ほかの例えば外来の方と会うとか、そういうことを避けてコロナの方、コロナのワクチンを専門に打てるような体制を取って対応していきたいと思っております。

あと予約の時間なのですけれども、予約の時間に関しましては今までと同様、町の福祉課のほうにお電話を頂く、またはスマートフォンを使ったラインというアプリを使って、また同じくお好きな時間に予約をしていただけるような設定にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

そういうことであればよろしいかと思えますけれども、ただ、高齢者の皆さんも若干また100%には届かないのですけれども、高齢者の皆さんもいますので、できればそういったこともお知らせをしていただければなと思っております。

それから先ほどのことと重なりますけれども、そういったことで平日の夜間の接種、会場の接種などもやるということですので、お願いしたいと思っております。

それから、高齢者の皆さんのために巡回接種、これは家庭訪問型と言っているようでも、実施している町村もあるわけでも、これらも26日以降もやっぱり少しでも接種を高めるためには考えたほうがいいのかというふうに思いますので、どうなのかお聞きをします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） まず夜間の接種につきましては、設定の予定は今のところないのですけれども、次に高齢者の巡回接種の関係ですね。お宅に伺って接種をす

るとかということをおっしゃっているのかなというふうに思うのですけれども、御自分で接種会場に行かれる方に関しましては、御自分で車なり家族の方なりと一緒に接種会場のほうで接種をしていただきたいと思います。なお、御自宅で療養されている方とかもいらっしゃって、医療機関から往診や訪問診療等で医者が一緒に、医者が訪問して診察をする場合があると、そういうことを受けている方もいらっしゃると思います。そういう方に関しましては、往診時に接種をしていることもあるかと思いません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

それと、昨日高橋議員からちょっとお聞きしたかどうかちょっと忘れちゃったものですから、国のコロナワクチンの接種率88%以上でもワクチンを確保しているということが言われていますけれども、足寄町は何%分確保しているのか、100%なのかどうか。これは期限が令和3年2月17日から令和4年2月28日までと聞いておりますので、そういったことで確保について、ちょっともしかしたらダブっているかもしれませんけれども、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 町のワクチンの確保状況についての御質問だと思いますけれども、今現在足寄町としましては、11月に接種をする方の分までは確保できております。また、使用期限もありますので、早めに持っけていても使用できなくなるというような、ワクチンを無駄にするというようなおそれもありますので、接種をする分だけの確保になるかなと思います。

実際に何人分かといいますと、実際に町として接種を受けられるのが大体80%ぐらいなのかなということで、今現在は80%ぐらいの確保になっておりますけれども、

12月以降の分につきましては、帯広保健所と道立の緑ヶ丘病院で共同で設置しているワクチン供給センターというのがございますので、そちらのほうから必要な分だけ、1瓶から6人分のワクチンが取れるのですけれども、それを必要な分だけ配布してもらおうというような予定でおります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

これで1番、2番も含めて全部質問が終わりましたので、次に移らせていただきます。

ワクチンパスポートの件でございますけれども、3番でございますけれども、お伺いをいたします。

コロナワクチン接種済証とワクチンパスポートのお知らせについて、今回は十勝管内の他町村のホームページでは簡単に見ることができたのですけれども、足寄町のホームページを見ても見当たりませんでした。どうだったのか。私は14日頃までは見たわけですが、出てませんでした。

また、特にワクチンパスポートというのは、町長も述べたと思いますけれども、こういった場面で使用となるのかとか、どこに行けば発行してもらえるのかとか、手数料がかかるのかとか、手続に必要なもの等々、町民が知りたい情報だと思いますが、現在町としてどのような方法で町民に知らせているのか。また、コロナワクチンの接種済証というのは、通常これから言われる証明書にはならないのかなというふうに言われていますけれども、顔入りを要するとか、そういった形になるのかなと思いますけれども、そういったことについてどうなったのかをお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） まずワクチンパスポートの関係ですが、今現在、

ホームページのほうにちょうど周知の内容をお知らせを載せているところです。そちらには手続方法とか必要なものを記載しております。

今後、広報あしよろのほうで、取得方法について、申請方法について今後広報あしよろで周知をしていく予定でおります。

次に、接種済証なのですが、接種済証は皆さんが接種した後にクーポン券のほうの右側のほうに何月何日に打ちましたよというようなシールを貼ったりとか、場所の書いてあったりとか、そういうようなものなのですが、そちらにつきましては、今は接種をしたということの証明、何かに使うということがはっきり、ここに使いますというものはちょっと今のところ分かりませんが、それは大切に持っていて、もし何か今後必要になる場合にあっては、それを見せていただくということにはなると思います。

今後、そちらが顔写真と一緒にになるとかそういうことではあるかどうか分かりませんが、今後国のほうでもそういうものを使って行動を緩和していくというような話もありますので、いろいろ情報収集をしながら必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

そうすると、コロナワクチン接種済証やワクチンパスポートについては、紛失した場合再発行できるのかということも、そうしたらまだ分からないのかな。

それと、またどこに行けば手続できるのかということについて、先ほど話しましたが、話にありましたけれども、再発行だとかはまだ分からないということのかな。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 再発行のことについての御質問ですけれども、ワクチンパスポートについては海外渡航の際に必要な方にお出ししていますけれども、再度必要になった場合については、申請をしていただければ再度お出しいたします。

また、接種済証につきましても、接種した後に大事にこれは保管しておいてくださいというような説明もしたかとは思いますが、紛失される方とかもいらっしゃると思いますので、再発行をすることは考えておきまして、それは町の福祉課のほうに連絡をいただいて再発行するという形になると思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

それで、以上ですけれども、最後になりますけれども、群馬県で、恐らく皆さん知っているかと思えますけれども、群馬県では新型コロナウイルス感染防止と経済活性化の両立を図るための独自のワクチン接種証明書を活用して、需要喚起策を発表しましたがけれども、こういったこともいいのかなと思っていますけれども、こういったことにつきましては、町長、どう考えるのかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） この後、ワクチンの接種がかなり高い率で接種がされてくると、この後、先ほど話もありましたけれども、行動制限の緩和だとか、そういったことが今度は出てくるのかなというように思っています。かなり緊急事態宣言ですとか、蔓延防止等重点措置だとか、そういったことでなかなか経済的な部分でいくと、まちの中の経済というのは非常に冷え切ってきているということがございまして、そういった部分で何かこの後いい方法がないのかというようにところで、今回の接種済証明書ですとか、パスポートですとか、ワ

クチンパスポートですとか、そういったものを使うことができないのかというような検討が今されているのかなというように思っています。

やはりそういったことでいきますと、この後ワクチン接種してますよだとかということがきちんと証明できることによって、何かいろいろなことが、行動の制限が緩和されていくのかなというようにも思うところですが、なかなか感染力の高いデルタ株ですとか、それから、昨日テレビ見ましたら、何かそのほかにも何かいっぱいカップだの何だのといっぱい何かあるらしいのですね、ミュー株だとか。そんなことがあって、本当にそのまま行動制限を緩和することが本当に大丈夫なのかどうなのかというようなこともやっぱりあるのかなというように思っています。

ですから、そういう意味で、もともと最初のころも北海道知事も、国も言っていたのかとも思いますが、感染を抑えながら地域の経済も活性化させるというような、その両立を図っていくというようなことを言っていましたけれども、なかなかそれがうまくやっぱり行かなかったというか、アクセルとブレーキ一緒に踏んでいるのではないかだとかということも言われたりとかしていましたので、そういった部分がやっぱり今後の部分では課題になってくるのかなというように思っています。

ですから、やっぱりある程度感染が拡大していかないような方法を取りながら、地域の経済の活性化というのをも考えていかなければならないのかなというところなのかなと思います。

そういったことで、この接種証明書だとか、そういったものがうまく活用できればまたいいのかなというように思っていますが、ただ、これがないと何もできないということになると、持っている人、ワクチンを接種したくてもできない人がいたりだとか、そういう人たちもいますし、いろいろ

と事情があって接種できない人たちもいますので、そういった人たちがそういういろいろなサービスを受けられないということになっても、これはまた問題なのかなというように思っています。

そういった意味で、なかなか町としてどうするのかといった部分は、やはり町としてはやはり公平・公正という、町民に対して公平・公正でなければならないという部分もあって、それによって差別が生まれるというようなことはやっぱり望ましくないのかなというように思っています。

やはり、民間の方たちの中で、そういうものを活用して、何というのですかね、ちょっとしたサービスが受けられるだとか、そういったようなことが起きてきて、そういう証明書があれば、そういうサービスが受けられるだとか何とかというようなことというのが少しずつ考えられてくるのかなというようにも思うところであります。今、どういう方法が一番いいのかというのはなかなか私もちょっとよく分からない部分であります。ただ、今後の地域の経済の活性化だとか、そういった部分にそういったものが、接種証明だとかというものが少しずつ活用されていくようになるのかなというように思っているところで、結論としては、どうなっていくのかまだまだ分からないという、国の中でもまだこれから検討がされていく、行動制限の緩和だとか、それからワクチンパスポートをどうするのかだとかというのを国でまだこれから、今検討している段階なのかなというように思っていますので、いろいろそういう状況を見ながら、私どもも町としても考えていかなければならない部分なのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番、熊澤芳潔君。

○6番（熊澤芳潔君） 分かりました。

コロナの関係で、町長が経済活性化これ

からまた大変になるかと思えますけれども、そういったことも見ながら検討していただければと思っております。

以上で、全部終わりますけれども、今日は私が最後ということでコロナの関係で3名の方の後ということでございましたので、細かいことになってしまいましたけれども、お答えいただきましてありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、6番熊澤芳潔君の一般質問を終えます。

これで一般質問を終了をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 報告第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 報告第8号令和2年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 追加提出議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第8号令和2年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、次のとおり御報告をするものでございます。

まず1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率については、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率は共に黒字であるため数値の表示

はございません。

③の実質公債費比率は9.7%でございます。

④の将来負担比率はマイナスでありますので、数値の表示はございません。

2点目は、法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率についてですが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

3ページに監査委員の意見書、4ページ及び5ページに各比率の積算資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上のとおり、御報告を申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第79号から議案第88号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第12 議案第88号令和2年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第80号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認

定について、並びに議案第81号令和2年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第88号令和2年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由を御説明申し上げます。

まず最初に、議案書の16ページをお願いいたします。

議案第79号令和2年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和2年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第80号令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、追加提出議案書の6ページをお願いいたします。

議案第81号令和2年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度足寄町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第82号令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 83 号令和 2 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 84 号令和 2 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

7 ページをお願いいたします。

議案第 85 号令和 2 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 86 号令和 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 87 号令和 2 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第 88 号令和 2 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度足寄町資源ごみ処理等事業

特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第 79 号令和 2 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第 80 号令和 2 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について、並びに議案第 81 号令和 2 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 88 号令和 2 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長と議会選出監査委員を除く 11 人の委員で構成する令和 2 年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査にすることにしたいと思います。

なお、議会は令和 2 年度決算審査特別委員会に対し地方自治法第 98 条第 1 項の規定による審査を付与することにしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査委員を除く 11 人の委員で構成する令和 2 年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催をし、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告をします。

令和2年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高橋秀樹君、副委員長に高道洋子君、以上のとおりです。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月27日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時31分 散会

令和3年第3回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員